

政令第百二十二号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九項の表を次のように改める。

岩手県		宮城県	
平成二十七年三月三十一日までの間	五十人	平成二十七年三月三十一日までの間	百二十五人
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間	三十人	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間	七十五人
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	十五人	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	三十五人
平成二十七年三月三十一日までの間	二百七十五人	平成二十七年三月三十一日までの間	

福島県	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間	二百五十五人
	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	二百四十人

別表第三第一号中「大阪府警察」の下に「、埼玉県警察」を加え、同表第二号中「大阪府警察」の下に「、埼玉県警察」を加え、同号の表東京都及び大阪府の項を削り、同号の表神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項中「神奈川県」を「埼玉県、神奈川県」に改め、同号の表に次のように加える。

東京都及び大阪府	一、〇〇〇分の二五	一、〇〇〇分の五七	一、〇〇〇分の六一
----------	-----------	-----------	-----------

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

理由

警察事務の実情に鑑み、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例並びに埼玉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改める必要があるからである。